

支笏洞爺国立公園洞爺湖地域の公園区域及び公園計画の変更 に関する意見の募集（パブリックコメント）について

支笏洞爺国立公園洞爺湖地域の公園計画の変更にあたり、これに関する意見を募集します。

< 支笏洞爺国立公園の概要 >

支笏洞爺公園は、北海道の南西部に位置し、支笏湖、洞爺湖の二大カルデラ湖や羊蹄山、有珠山・恵庭岳・樽前山など特徴ある火山を有するとともに、定山溪、丸駒、登別、カルルスなど多くの温泉地が点在する。

植生は、エゾマツ、トドマツ、ミズナラなどからなる針広混交林が主体で、公園内にはヒグマ、エゾシカ、キタキツネ、クマゲラなど多くの野生動物が生息している。

利用形態は、温泉保養、湖上遊覧、湖畔や火山地帯での探勝、ドライブ、登山など多様である。札幌市や千歳市近郊の公園であるため利用者も多く、年間約1,055万人（平成12年）が訪れている。

洞爺湖は面積約7,000haで、中島が浮かぶ円形の湖。南側に有珠山（732m）、昭和新山（402m）があり、観光客の興味地点となっている。

< 変更の理由 >

本公園は、昭和24年に支笏洞爺国立公園として指定され、その後平成7年に支笏、定山溪、洞爺湖及び登別地域の再検討を行っている。

今回の公園計画の見直しは、平成12年3月の有珠山噴火による自然環境と公園利用の変化に対応するために洞爺湖地域の点検をおこなうもの。支笏、定山溪、洞爺湖及び登別地域の公園計画については、再検討から5年が経過し、第1回目の点検の時期にさしかかっているが、今回は緊急性に鑑み、洞爺湖地域のみについて有珠山噴火への対応を中心とした公園計画の変更を行うものである。

< 変更案の概要 >

1. 区域の変更

拡張 171ha 北海道虻田郡虻田町泉及び三豊の各一部

噴火に伴い生じた新たな火山景観資源と、その周辺地域を国立公園に編入し、すぐれた風景の保護と適正な利用の促進を図る。

2. 保護計画

(1) 平成12年の噴火によって新たに形成された北海道虻田郡虻田町の西山火口群（拡張区域のうち31ha）について、風致景観の保護を図るため特別保護地区とする。

(2) 平成12年の噴火によって新たに形成された北海道虻田郡虻田町の金比羅山火口群7haについて、風致景観の保護を図るため、第2種特別地域から特別保護地区に格上げする。

(3) 平成12年の噴火により生じた西山火口群と一体的に風致の保護を図るため、北海道虻田郡虻田町字泉の一部及び三豊の一部（拡張区域のうち140ha）を第3種特別地域とする。

3. 利用計画

(1) 集団施設地区

<追加> 昭和新山集団施設地区 12.8ha 北海道虻田郡壮瞥町字昭和新山の一部

計画目標：本地区は、昭和新山山麓の景勝地で、多くの利用者が訪れる利用拠点。昭和新山や索道を利用した有珠山の探勝利用が多いことから、火山を活用した自然体験型利用の拠点として整備を図る。なお、地区の整備に当たっては、街並み景観の整備とともに利用上の安全性の確保に十分留意する。

<変更> 洞爺湖集団施設地区 102.1ha 北海道虻田郡虻田町及び有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉の一部

計画目標：本地区は、洞爺湖南岸の温泉地で、多くの利用者が訪れる利用拠点である。中央に中島をもつ洞爺湖や背後の有珠山、昭和新山等の隣接した多くの興味地点を有している。このような立地の特性を活かし、温泉を利用した宿泊、保養等利用のほか、周辺の火山景観資源を活用した自然体験や洞爺湖の水辺利用等の利用拠点として整備を図る。なお、有珠山の噴火による土石流の堆積に伴い、新たに砂防指定地が指定され、この他にも住民の居住を認めない地区もあることから、これらとの整合を図り区域を変更する。

(2) 単独施設

<追加>	園地	北海道虻田郡虻田町（金比羅山火口）
	休憩所	北海道虻田郡虻田町（西山火口）
	園地	北海道虻田郡虻田町（西山火口）
	野営場	北海道虻田郡虻田町（泉）
	園地	北海道有珠郡壮瞥町（滝之町）
<削除>	駐車場	北海道有珠郡壮瞥町（昭和新山）集団施設地区に振り替え
	博物展示施設	北海道有珠郡壮瞥町（昭和新山）集団施設地区に振り替え

(3) 道路（車道）

<変更> 洞爺湖見晴線 噴火による陥没等の被害により路線の変更をする。

(4) 運輸施設

<追加>	係留施設	洞爺町。洞爺湖の湖水探勝や主要拠点間の連絡に活用する施設として整備する。また、有珠山噴火の際に公園利用者や公園事業者の避難路としても活用する。
	係留施設	壮瞥温泉。洞爺湖の湖水探勝や主要拠点間の連絡に活用する施設として整備する。また、有珠山噴火の際に公園利用者や公園事業者の避難路としても活用する。